令和2年度第6回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和2年9月7日 場所 コミュニティセンター未来館 2階 集会室

令和2年度第6回東北町農業委員会総会

- 1. 開催場所 コミュニティセンター未来館 2階 集会室
- 2. 開会日時 令和2年9月7日(月) 午後1時30分
- 3. 閉会日時 令和2年9月7日(月) 午後2時10分
- 4. 出席農業委員(13名)

1番	乙	部	繁	作	君	2番	竹	内	勝	子	君
3番	大	坂		實	君	4番	尚	Щ	敬	_	君
5番	木	村	豊三	三郎	君	6番	小里	予寺	正	八	君
7番	甲	地	武	彦	君	8番	蛯	名	修	_	君
9番	甲	地	俊	隆	君	10番	蛯	沢	清	子	君
11番	沼	尾	京	子	君	12番	蛯	名	7	勲	君
13番	米卢	米内山		博	君						

5. 欠席農業委員(2名)

14番 沼尾幸一君 15番 久保田正一君

6. 出席農地利用最適化推進委員(4名)

栄 沼 鶴ケ崎 勝 也 君 徳万才 佐々木 祐 輔 君 旭 笹 倉 隆 悦 君 表 町 山 田 昭 二 君

7. 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

千 曳 藤 井 久 君

8. 会議に付した案件

報告第19号 農地の転用事実に関する照会について

報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第21号 使用貸借合意解約書の受理について

議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見につ

いて

議案第23号 東北町農用地利用集積計画の決定について

9. 議事録署名委員

7番 甲地武彦君 8番 蛯名修二君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

参事·事務局長 蛯澤博幸 事務局主査 荒木浩美

11. 書記

事務局副参事 河島徳悦

--- 開会 午後1時30分 -----

(全員起立で挨拶を行う。)

事務局長

総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。

(蛯澤博幸 ご起立願います。

君)

「こんにちは」

着席願います。

それではただいまから、9月1日に招集通知しました、第6回東 北町農業委員会総会を開催致します。

本総会の出席委員は、13名で、定足数に達しておりますので 総会は成立致しました。

尚、農地利用最適化推進委員4名の出席があります。

本日、14番 沼尾 幸一 委員、15番 久保田 正一 委員 より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたの で、ご報告致します。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶省略)

事務局長 ありがとうございました。

君)

(蛯澤博幸 それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は 会議の議長となり、議事を整理することになっていますので、会 長より議事進行をお願いします。

会 長 (乙部繁作 君)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせて頂きます。

(開 議)

長

これより、本日の会議を開きます。

(乙部繁作

君)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

総会の提出案件は、報告3件、議案3件であります。

充分なるご審議をお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議事録署名者の指名・書記の任命)

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、を議題 (乙部繁作 とします。

君)

お諮りします。

議長の私から指名する事に、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

議 長 異議なしと認めます。

(乙部繁作 したがって、議長において指名する事に決定しました。

君)

議事録署名者には、7番 甲地 武彦 委員、8番 蛯名 修二 委員を指名致します。

なお、書記には、河島副参事を任命致します。

(会期の決定)

議 長 日程第2 会期の決定について、を議題とします。

(乙部繁作 総会の会期は、本日1日とする事に、ご異議ありませんか。

君)

(異議なしのとき)

議 長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とする事に決定しまし (乙部繁作 た。

君)

議 長 日程第3 報告第19号 農地の転用事実に関する照会につい (乙部繁作 て、を議題とします。

君) 事務局より朗読及び説明をお願いします。

事 務 局 長 1ページをお開き下さい。

(蛯澤博幸 報告第19号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方君) 法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったの

で、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。尚、現地確認は、9月1日、農業委員2名(久保田 正一 委員 及び 笹倉 隆悦 農地利用最適化推進委員)と事務局職員2名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。

(蛯澤博幸

事 務 局 長 2ページをお開き下さい。

君)

受付番号22番から24番、3件について説明致します。

(事務局 受付番号22番から24番 3件朗読説明省略) 以上、3件です。

議 長 君)

ただいま、事務局より報告第19号の朗読及び説明がありました。 (乙部繁作 ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 (乙部繁作 君)

質疑なしと認め、報告第19号は原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第4 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による (乙部繁作 届出書の受理について、を議題とします。

君) 事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 3ページをお開き下さい。

君)

(蛯澤博幸 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受 理について、この事について、別紙のとおり農地法第3条の3第 1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

4ページをお願いします。

(事務局 29番から34番 6件朗読説明省略)

以上、6件です。

議 (乙部繁作

長 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑あ りませんか。

君)

委員(木村 豊三郎君)

前に聞いた様な記憶があるのですが、耕作の効率も悪い等でまと めて非農地だと、雑種地だと、という事で判断してきたならばこ の土地の持ち主が売買する時に農業委員会は携わる事はあります か。

事務局長(蛯澤博幸君)

はい、法務局の方に地目変更の届出をして、農地であればこちらに法務局の方から照会があがります。これを元に法務局の方に回答しています。尚、回答によって地目が雑種地なり宅地、原野という形で変更がされればもう農業委員会のその農地売買等に当たらないので農業委員会にはかからないという事になります。

委員(木村 豊三郎君)

はい、解りました。経費の場合は自発的にやる場合は、司法書士なり依頼してやるのだけども、こういう照会があった時については料金無しでやっているの。

事務局長(蛯澤博幸君)

はい、この件については本人が自分で法務局の方に申請する場合もございます。でも殆どの方が家屋調査士等に頼んでやっている様なのでそこでは当然家屋調査士等との間で、料金が発生していると思います。木村委員がおっしゃるのは、農地パトロールを行って非農地証明をこちらから発行した場合、その場合は費用が掛からない。という事だと思うのですよ。それと別の事案という事で考えて頂ければ結構です。

委員(木村豊三郎君)

はい、解りました。

議 (乙部繁作 君) そのほか質疑はありませんか。

委員(蛯名 動君)

関連でお聞きします。雑種地なり原野に地目を変更した場合は農業委員会に連絡はありますか。手続きが完了したとか。

事務局長(蛯澤博幸君)

はい、法務局からは登記地目が変わっても連絡はございません。 税務課へ地目の変更届が送付されます。それを基に委員会のシステム上の地目も変わってきます。税務課のシステムと委員会のシステムは連動しています。サーバーが繋がっています。税務課のデータを直すことによって、委員会のシステムも必然的に直ってくる。という事になりますので。あえて税務署から、失礼しました。法務局からこちらへ連絡はありません。あくまでも税務課の台帳が直りました。直しました。それにより委員会のシステムも自動的に直りますよ。という事です。よろしいでしょうか。 委員(蛯名 はい、解りました。 動君)

議 長 そのほか質疑はありませんか。 (乙部繁作

君)

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認め、報告第20号は、原案のとおり報告済みと致し (乙部繁作 ます。

君)

議 長 日程第5 報告第21号 使用貸借合意解約書の受理について (乙部繁作 を議題とします。

君) 事務局より朗読及び説明を願います。

事務局長 6ページをお願いします。

(蛯澤博幸 報告第21号 使用貸借合意解約書の受理について、この事につ 君) いて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので、報告す るものです。

> 7ページをお願いします。 (事務局 受付番号5番、1件朗読説明省略) 以上、1件であります。

議 長 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等 (乙部繁作 ありませんか。 君)

(質疑なしのとき)

議 長 質疑なしと認め、報告第21号は、原案のとおり報告済みと致し (乙部繁作 ます。 君)

議 長 日程第6 議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農 (乙部繁作 業委員会の許可について、を議題とします。 君) 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。 事務局長

8ページをお願いします。

(蛯濹博幸 君)

議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の 許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙の とおり、(1)所有権移転2件、許可申請書の提出があったので 審議を求めるものです。

9ページをお願いします。 所有権移転(2件)について説明致します。

(事務局 受付番40番から41番 2件朗読説明省略) 以上、2件であります。

議 長 (乙部繁作

只今、事務局より、所有権移転2件の朗読及び説明がありました が、ご質疑等ありませんか。

君)

動君)

委員(蛯名 所有権移転41番は無償移転という事ですので、贈与みたいな関 係なのですが贈与税等はどうなりますか。

(蛯濹博幸 君)

事務局長 はい、権利種別が無償移転という事でこれは贈与で届出があった のですが、贈与税の対象になるかならないかにつきましては、面 積も面積なので贈与税の対象なるのかなという風には思います。 詳しい事は農業委員会としては把握しておりません。あくまでも 税務署の方での判断になろうかと思います。

委員(蛯名 はい、解りました。 動君)

そのほか、質疑はありませんか。

(乙部繁作

議長

君)

委員(木村 17,000㎡もの土地をあげたという事になる。おかしいな。 豊三郎君)

君)

事務局長 はい、補足という事でお話させて頂きます。木村委員おっしゃる (蛯澤博幸 とおり面積も面積で、通常からいくとタダで贈与するのはどうか なっていう疑問を持たれるのはその通りだと思います。

事 務 局 長 (蛯澤博幸 君) 書類の届出があった際に面積が大きいので確認の意味で問い合わせさせて貰いました。譲渡人の方につきまして皆さんの記憶にあるか分からないのですが、以前あっせん事業にて結構な面積を売買された方の配偶者にあたります。譲渡人の方が現在お住まいの六ヶ所村から八戸へ移り住む事により離農すると。所有される土地の財産を全部処分する意向だ。という事であり譲受人の会社は知らない人ではないので、離農して全部清算する為に譲渡すという事だそうです。その後の事は、何があるのかは分かりませんがそういう形での贈与という事でお聞きしています。

委員(木村 豊三郎君)

はい、解りました。

議 長 そのほか、質疑はありませんか。

(乙部繁作君)

(質疑なしのとき)

議 長 異議なしと認め、議案第21号は、原案のとおり許可する事に決 (乙部繁作 定しました。

君)

君)

君)

議 長 (乙部繁作

日程第7 議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、を議題とします。

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 (蛯澤博幸

11ページをお願いします。

議案22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、受付番号5番及び6番2件について現地調査が行われております。

13ページをお願いします。

尚、申請箇所の位置等は 12ページ及び13ページのとおりです。

(事務局 受付番号5番から6番、2件朗読説明省略) 以上2件です。 議 長 ただいま、事務局より、説明が終わりました。

(乙部繁作 これには、現地調査が行われていますので、久保田 正一 委員 君) が欠席ですので代理で事務局長より現地調査の報告をお願いしま す。

委員(久保 議案第22号の現地調査の報告を致します。

田正一君) 代読:事務 局長(蛯澤 博幸君)

11ページ、5番の申請地は、9月1日に 笹倉隆悦 農地利用最適化推進委員及び事務局と現地に行き、申請者 立会のもと現地調査を行いました。

申請地は、東北町役場分庁舎より、西へ約 1km の距離にあり、周囲は駅からの、相当数の住宅地で形成された街区なっております。転用の目的は、地位以内にあるお寺の改修工事に伴い、建物解体及び建築時に作業車及び重機などが作業に使う為の作業ヤード(敷鉄板)を確保するもので、作業期間の一時転用です。現況においては、境界が明確であり、また雨水に関しては、周りを素掘り側溝を作り周辺への流失を防ぐため被害を及ぼす影響はないとみて許可相当と判断してまいりました。

次に6番の申請地は申請者 立会のもと現地調査を行いました。申請地は、東北町役場分庁舎より、東へ約5kmの距離にあり周囲は甲地集落の中心部から接続する住宅地で形成された街区なっております。周辺には、農協、お寺などがあります。転用の目的は、隣接するところに自社の事務所がありますが事業拡張の為作業機械及び従業員の駐車スペースが手狭になってきたため隣接する場所に駐車場等を建設するものです。現況においては、境界が明確であり、また雨水に関してはL型擁壁を接し土砂の流失を防ぎ周囲に側溝を整備し、浸透枡で処理する計画ですので周辺への被害を及ぼす影響は、ないとみて許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議 長 ご苦労様でした。

(乙部繁作

君) ただいま、15番 久保田 正一 委員、より現地調査の報告が 終わりました。

本案について、ご質疑等ございませんか。

委員(木村 豊三郎君) 軽微な質問で勉強の為にお聞きします。さっきその廻に絞り側溝 と言いましたね。私であれば浸透側溝と同じ意味かなと思ったけ ど皆知っている人は知っているかもしれないけど知らない人が多 いと思いますのでどのような側溝なのか説明して頂戴。

事務局長 (蛯澤博幸 君)

はい、5番の件につきまして農地の上に鉄板を敷きます。その鉄 板を敷いた際に当然雨水がそのまま鉄板に打ち続けるのでその水 が当然流れる訳ですね。その為にその鉄板の脇に絞り側溝、極端 に言うと製品を入れないただ土を掘った。掘る側溝、そこに水を 溜めて浸透させるという方法です。

委員(木村 豊三郎君)

はい、解りました。

議 そのほか、質疑はありませんか。 長

(乙部繁作 君)

(質疑なしのとき)

議 長 (乙部繁作 異議なしと認め、議案第22号は、原案のとおり許可する事に決 定し、許可相当として、県知事に意見を送付致します。

君)

議 長

日程第8 議案第23号 東北町農用地利用集積計画の決定につ (乙部繁作 いて、を議題とします。

君)

君)

事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 (蛯澤博幸

14ページをお願いします。

議案第22号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北 町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知 がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

15ページをお願いします。

農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会へのお 願いの文書であります。

事務局長 (蛯濹博幸

16ページをお願いします。

君)

最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書賃 貸借、受付番号 6番、1件について説明致します。

尚、賃貸借・使用貸借は、農地中間管理事業によるため、利用権 の設定を受ける者は、公益社団法人あおもり農林業支援センター でありますので、氏名、住所については、省略させて頂きます。

(事務局 受付番号26番 1件朗読説明省略)

17ページをお願いします。

次に、使用貸借ついて、受付番号27番から29番、3件につい て説明致します。

(事務局 受付番号 27番から29番 3件朗読説明省略)

18ページをお願いします。

次に、所有権移転について、受付番号11番、1件について説明 致します。

(事務局 受付番号 11番 1件朗読説明省略)

議 (乙部繁作

長 ただいま、事務局より説明が終わりました。

本案について、ご質疑等ありませんか。

君)

委員(蛯沢 清子君)

勉強の為に質問させて頂きます。所有権移転11番、間手場とか 水尻この譲渡人は甲地の方ですが、これって土場川なのですか。 どっちの分の田んぼでしょうか。住所だけで良く解らないですけ ど。

事務局長 (蛯澤博幸 君)

はい、間手場は県道から土地改良区のポンプ場がありますよね。 甲地地区から上北方面に行く県道沿いに、そこの下川が間手場に なります。

委員(蛯沢 清子君)

ちなみにですね、一反分当り20万円は標準価格になるのですか。 農業委員会で分からないかな、どうなんでしょう。

(蛯濹博幸 君)

事務局長 はい、標準か標準でないかというのは農業委員会で特別単価は定 めてない為、あくまで個人の売買希望価格になります。

委員(蛯沢 はい、解りました。 清子君)

議 長 そのほか、質疑はありませんか。(乙部繁作 君)

(質疑なしのとき)

議 長 異議なしと認め、議案第22号は、原案のとおり承認する事に決 (乙部繁作 定しました。 君)

> 以上で、本日の日程は、全部終了致しました。 第6回東北町農業委員会総会を閉会致します。

> > —— 閉会 午後2時10分 ———